市防安協第１１０号
令和４年１２月８日

役員各位

市原市防火安全協会
会　長　　山下　　敦
（公印省略）

令和４年度市原市防火安全協会 臨時理事会（書面議決）の結果について（報告）

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、当協会の運営につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和４年１１月２８日付け市防安協第１０１号の臨時理事会（書面議決）は、市原市防火安全協会会則第１８条第３項に基づき、議案が可決されましたので、「防火・防災研修会」に代えて「初期消火大会」を開催させていただきます。御協力ありがとうございました。

【市原市防火安全協会会則】
（会議）
第18条　会議の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した者とする。
２　会議は、その構成員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。
３　会議の議決は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

【連　絡　先】
市原市防火安全協会事務局
（市原市消防局火災予防課内）
担　当　　岩井・川島
ＴＥＬ　0436-22-8119
ＦＡＸ　0436-22-8711
E-mail:kiankyou_i@icntv.ne.jp